双葉町告示第３６号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき、町道路線の区域を次のように変更する。

その関係図書は、令和８年１０月１日から令和８年１０月１４日まで双葉町役場建設課において一般の縦覧に供する。

令和８年１０月１日

双葉町長　伊澤　史朗

路線番号	路線名	区間	決定・変更の区別	敷地の幅員（m）	総延長（m）
112	中野・郡山線	大字中野字原田６２番地先　から 大字中野字原田１１番地先　まで	変更	8.0 ～8.0	127.3
364	舘下・根小屋線	大字新山字根小屋６番１地先　から 大字新山字北広町１７番２地先　まで	変更	2.8 ～4.3	190.0
512	中野産業団地２号線	大字中野字原田１１番地先　から 大字中野字原田１１番地先　まで	変更	8.0 ～8.0	191.6